

「あいの風 介護福祉士実務者養成施設（通信課程）」 学則

「学則」とは、研修を受ける人が守らなければならないルールのことです。

この学則にはあいの風の実務者研修を受けるときのルールが書いてあります。とても大切なことが書いてありますので、実務者研修に申し込む前に、必ず読んでください。（黒い字で書いてある内容がわかりにくい場合は、赤い字の内容を読んでください。）

（設置目的）

第1条 「あいの風 介護福祉士実務者養成施設（通信課程）」（以下「本施設」という。）は、要介護高齢者及び障害者の自立支援に資するケアを実践する介護福祉士の養成をめざし、本施設が実施する介護福祉士実務者研修（以下「本研修」という。）を通して、受講者の介護福祉士資格取得の支援をすることとし、もって地域包括ケアの推進に寄与することを目的とする。

この研修の目的は、介護が必要なお年寄りの方や障害がある方に対してできる限りご自分の意思や力で生活ができるようにサポートする介護福祉士を目指し、介護福祉士の試験を受ける人などのために必要な研修をすることです。そして、受講者のみなさんに必要な知識や技術を身に付けてもらう（勉強して覚えてもらう）ことです。

（名称）

第2条 本施設の名称は、「あいの風 介護福祉士実務者養成施設（通信課程）」という。

この研修の名称（名前）は、「あいの風 介護福祉士実務者養成施設（通信課程）」です。

（位置）

第3条 本施設は、「富山県高岡市野村1548-1 看護・介護人材協同組合」に置くものとする。

この施設は、「富山県高岡市野村1548-1 看護・介護人材協同組合」にあります。

2 面接授業は、「富山県富山市問屋町1丁目3-18 協同組合 富山問屋センター」、「富山県高岡市二上町166-2 万葉社会福祉センター」、「富山県小矢部市茄子島226 福祉コミュニティ小矢部あいの風」、「富山県野々上340 福祉コミュニティ呉羽あいの風」、「富山県魚津市宮津110 新川文化ホール」、「富山県小矢部市鷺島10 クロスランドセンター」、「富山県富山市新総曲輪4番18号 富山県民会館」において実施する。

研修中、何度か研修会場に来てもらって勉強（講義や実技の練習）をします。場所は「富山県富山市問屋町1丁目3-18 協同組合 富山問屋センター」、「富山県高岡市二上町166-2 万葉社会福祉センター」、「富山県小矢部市茄子島226 福祉コミュニティ小矢部あいの風」、「富山県野々上340 福祉コミュニティ呉羽あいの風」、「富山県魚津市宮津110 新川文化ホール」、「富山県小矢部市鷺島10 クロスランドセンター」、「富山県富山市新総曲輪4番18号 富山県民会館」でやります。

しゅうぎょうねんげん
(修業年限)

第4条 本施設の修業年限は6ヶ月以上とする。ただし、介護職員初任者研修、訪問介護員研修1級、訪問介護員研修2級、介護職員基礎研修のいずれかを修了している場合は3ヶ月以上とする。

この研修の期間は、6ヶ月以上です。ただし、介護職員初任者研修、訪問介護員研修1級、訪問介護員研修2級、介護職員基礎研修の資格を持っている人は3ヶ月以上です。

にゅうしょていいんおよ がつきゅうすう
(入所定員及び学級数)

第5条 入所定員は、1学級の定員を20名、学級数は6学級とする。

この研修の人数は、1クラス20人まで、最大で6クラスまであります。

ようせい かていおよ りしゅうほうほう
(養成課程及び履修方法)

第6条 養成課程の種類は通信課程とし、下記のいずれかの履修方法を選択する。

この研修の方法は家で自分で勉強して宿題を出したり、研修場所に集まって勉強する方法です。家での勉強方法は下から選んでください。

(1) eラーニングのシステムによる授業(パソコンやスマートフォンで勉強する方法)

配付された教材に沿って自己学習し、本施設が定めるeラーニングのシステムに示された学習課題のクリア、質疑応答及び面接授業その他適切な方法により行う。

渡されたテキストを読んで自分で勉強し、パソコンやスマートフォンを使って課題に挑戦し、ひとつひとつ課題をクリアしていきます。

(2) 印刷教材による授業(紙に答えを書いて郵便で送る方法)

配付された教材に沿って自己学習し、示された学習課題に対するレポートの提出及び面接授業その他適切な方法により行う。

渡されたテキストを読んで自分で勉強し、課題の答えを紙に書いて郵便で送ってもらう方法です。

2 養成課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、「社会福祉養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知(以下「国指針」という。))別表5に定める内容に準拠する。研修の科目や勉強しなければならない内容や目標については、「社会福祉養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知(以下「国指針」という。))別表5に定める内容に従います。

りしゅうめんじょ
(履修免除)

だい じょう ほうもんかいごいん きゅうまた きゅうかてい かいごしよくいんしよにんしゃけんしゅうおよ かいごしよくいん き そけんしゅうかてい
第7条 訪問介護員1級又は2級課程、介護職員初任者研修及び介護職員基礎研修課程を
しゅうりょう もの じつむしゃけんしゅう たけんしゅうなど しゅうりょうにんてい りゅういてん
修了している者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点に
へいせい ねん がつ かしゃえんきはつ だい ごうこうせいろうどうしやかい えんごきよくふくしきばんかちやう もと
ついて」(平成23年11月4日社援基発1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)に基づ
べつびやう さだ りしゅう めんじょ
き、別表に定めるところにより履修を免除することができる。

ほうもんかいごいん きゅうまた きゅうかてい かいごしよくいんしよにんしゃけんしゅうおよ かいごしよくいん き そけんしゅうかてい しかく
訪問介護員1級又は2級課程、介護職員初任者研修及び介護職員基礎研修課程の資格
も ひと じつむしゃけんしゅう たけんしゅうなど しゅうりょうにんてい りゅういてん へいせい
持っている人は、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」(平成
ねん がつ かしゃえんきはつ だい ごうこうせいろうどうしやかい えんごきよくふくしきばんかちやう もと べつびやう さだ
23年11月4日社援基発1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)に基づき、別表に定
いちぶめんじょかもく べんきやう かもく
めるところにより、一部免除科目(勉強をしなくてもいい科目)があります。

がくねん がつきおよ きゅうぎやうび
(学年、学期及び休業日)

だい じょう がつついたち がつ にち たかおかかいじやう がつついたち がつ にち おやべかいじやう がつついたち
第8条 ①6月1日～11月30日(高岡会場)、②6月1日～11月30日(小矢部会場)、③7月1日～
がつ にち たかおかかいじやう がつついたち がつ にち とやまかいじやう がつついたち がつ にち うおづ
12月31日(高岡会場)、④7月1日～12月31日(富山会場)、⑤7月1日～12月31日(魚津
かいじやう がつついたち がつ にち たかおかかいじやう がくねんおよ がつき きゅうぎやうび つぎ とお
会場)、⑥9月1日～11月30日(高岡会場)を学年及び学期とし、休業日は次の通り
とする。

たかおか かいじやう えら ひと がつついたち がつ にち おやべ かいじやう えら ひと がつ
①高岡の会場を選んだ人は6月1日～11月30日、②小矢部の会場を選んだ人は6月
ついたち がつ にち たかおか かいじやう えら ひと がつついたち がつ にち とやま かいじやう えら
1日～11月30日、③高岡の会場を選んだ人は7月1日～12月31日、④富山の会場を選
ひと がつついたち がつ にち うおづ かいじやう えら ひと がつついたち がつ にち たかおか
んだ人は7月1日～12月31日、⑤魚津の会場を選んだ人は7月1日～12月31日、⑥高岡
かいじやう えら ひと しかく も ひと えら がつついたち がつ にち けんしゅう
の会場を選んだ人(資格を持っている人だけ選べます)9月1日～11月30日が研修に
ひつやう きかん けんしゅう やす ひ つぎ
必要な期間となります。研修が休みの日は次のとおりです。

- 一 夏季休業(夏休み) 8月14日～8月16日
- 二 年末年始休業(1年の終わりに翌年の初めにかけての期間) 12月30日～1月2日

にゅうしよじき
(入所時期)

だい じょう にゅうしよじき ようせいかてい かいこうび
第9条 入所時期は、養成課程の開講日とする。

けんしゅう かいこうび はじ
研修は「開講日」から始まります。

にゅうしよしかく
(入所資格)

だい じょう にゅうしよしかく ほんしせつ めんせつじゅぎやう じゅこうかのう はんい きよじゅう もの かいご
第10条 入所資格は、本施設の面接授業を受講可能な範囲に居住する者であって、介護
ふくしし しかくしゅとく めぎ
福祉士の資格取得を目指すものとする。

けんしゅう じゅこう う ひと けんしゅうかいじやう かよ はんい す ひと
この研修を受講する(受ける)ことができる人は、研修会場へ通える範囲に住んでいる人で、
かいごふくしし しけん う じつむしゃけんしゅう じゅこう ひと
介護福祉士の試験を受けるために、実務者研修を受講したい人です。

にゅうしよしゃ せんこう
(入所者の選考)

第11条 入所の選考は、受講申込書を受理した者の中から、前条の要件を満たすと認められるものにつき入所決定する。但し、養成課程の定員に達した時点において申込受付は終了とする。

この研修は、受講申込書を提出してくれた人の中から、前条の要件を満たしていると認められた人が受講することができます。ただし、1クラスあたり20人の申込がきた時点で、そのクラスの申込受付は終了します。

にゅうしよてつづき
(入所手続)

第12条 入所手続きは、本施設が定める受講申込書に、本人であることを証明できる書類(免許証の写等)及び介護に関する研修(訪問介護員1級又は2級課程、介護職員初任者研修及び介護職員基礎研修課程に限る。)を修了している場合は修了証明書の写しを添付して行うものとする。

研修を受講するための手続きは、あいの風実務者研修の受講申込書と、本人であることを証明できる書類(免許証や健康保険証など)のコピーを一緒に提出してください。訪問介護員1級、2級課程、介護職員初任者研修、介護職員基礎研修課程などの資格を持っている人は、その資格の修了証明書のコピーも提出してください。

たいがく きゅうがくおよ ふくがく
(退学、休学及び復学)

第13条 退学しようとする者は、退学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

研修を途中でやめるときは、「退学願」という書類を提出して、あいの風の許可をもらわなければなりません。

2 受講者が疾病、就業先の業務の事情等止むを得ない理由により、別に定める期間を継続して修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

受講者(研修を受ける人)が病気や仕事先の業務の事情など、どうしてもできない理由で、途中で研修を受講することが難しくなってしまった(長い間、研修を休む)場合は、理由をよくわかるように説明した「休学願」という書類を提出して、許可をもらわなければなりません。

3 前項により休学が認められていた者が、復学しようとするときは、復学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

休んでいた人が、休んだ後でまた研修を受講したいときは、「復学願」という書類を提出して、許可をもらわなければなりません。

ざいせきぎげん
(在籍期限)

だい じょう ざいせきぎげん ねんかんいない
第14条 在籍期限は 1年間以内とする。ただし、やむを得ない場合については手続きの上、2
ねん
年までとする。

けんしゅう じゅこう きかん ねんかん びょうき しごとさき ぎょうむ じじょう
研修を受講することができる期間は 1年間までです。病気や仕事先の業務の事情など、どう
しようもできない理由がある場合には、手続きをしてもらえれば最大2年まで受講することが
できます。

2 年度をまたいで在籍する場合は、事務手数料として 2,000円申し受ける。

がつ にち けんしゅう お さいどがくしゅうかだい えんもう う
3月31日までにすべての研修を終えることができず、4月1日を過ぎてもまだ研修を続ける
場合は、事務手数料として 2,000円支払ってもらいます。

がくしゅう ひょうかおよ かにいしゅうりょう にんてい
(学習の評価及び課程修了の認定)

だい じょう がくしゅう ひょうか かもく くにししん さだ とうたつもくひょう しゅうとくじょうきょう かくにん とうたつ
第15条 学習の評価は、科目ごとに国指針に定める到達目標の修得状況を確認し、到達
もくひょうに達していないと認められる場合は、再度学習課題への挑戦及び評価を行う。

けんしゅう がくしゅう ひょうか かもく くに き とうたつもくひょう べんきょう
この研修の学習の評価は、それぞれの科目ごとに国が決めた到達目標（勉強してどれだけ
りかい かくにん もくひょう たっせい ばあい いちど かだい ちょうせん
理解できたか）を確認し、目標を達成できていないとわかった場合は、もう一度課題に挑戦
してもらって評価をします。

(1) eラーニングのシステムによる授業

パソコンやスマートフォンを使って課題をする勉強方法

かくがくしゅうかだい ひょうか いじょう ごうかく みまん ばあい さいどがくしゅうかだい
各学習課題の評価は、70%以上を合格とする。70%未満の場合は、再度学習課題
ちょうせん がくしゅうかだい ていじ ごうかく
に挑戦（学習課題は、ランダムに提示される）し、合格するまではその学習課題
しゅうりょう
は修了とならない。

それぞれの学習課題の評価は、テスト問題の 70%以上の正解で合格となります。
70%以上正解できなかった場合は、もう一度学習課題に挑戦してもらいます。そ
いじょうせいかい ばあい さいどがくしゅうかだい ちょうせん
の時のテスト問題はランダムで出題されます。合格することができるまで、何回で
とき もんだい しゅつだい ごうかく なんかい
も挑戦してもらいます。

(2) 印刷教材による授業

紙に書かれた問題を解いて課題をする勉強方法

かくがくしゅうかだい ひょうか かく てん まんでん てんいじょう ごうかく てんい か
各学習課題のレポートの評価は、各100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下
ふごうかく ふごうかく ばあい さいどがくしゅうかだい ちょうせん ごうかく
を不合格とする。不合格の場合は、再度学習課題に挑戦し、合格するまでレポー
ていしゅつ く かい さいていしゅつ かん ゆうそうりょう じゅこうしや ふたん
トの提出を繰り返す。ただし、レポートの再提出に関する郵送料は受講者の負担
とする。

それぞれの学習課題の評価は、それぞれの科目のテストで 100点を満点として、
てんいじょうせいかい ごうかく てん すく てんすう ばあい ふごうかく
60点以上正解できれば合格です。59点より少ない点数の場合は不合格となります。
ふごうかく ばあい いちどがくしゅうかだい ちょうせん ごうかく
不合格だった場合は、もう一度学習課題に挑戦してもらい、合格することができ
るまで、何回でも挑戦して課題を提出してもらいます。ただし、レポート（テス
もんだい さいていしゅつ ひつよう ゆうそうりょう じぶん しほら
ト問題）を再提出するために必要な郵送料はご自分で支払ってください。

- 2 介護過程及び生活支援技術については、介護過程Ⅲにおける面接授業を通して評価する。
介護過程と生活支援技術の科目については、「介護過程Ⅲ」という面接授業（研修会場に集まってみんなで勉強すること）を通して評価します。
- 3 面接授業の場合において、授業開始から15分以上遅れた場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は、欠席届を提出するものとする。欠席した場合は第16条に規定する補講を受講しなければならない。なお、面接授業を3分の2以上の出席に達しない者及び医療的ケアの演習の所定回数を満たしていない者は、履修認定しないものとする。
面接授業（研修会場に集まってみんなで勉強すること）の場合、授業が始まってから15分以上遅れてきた場合はお休みとして扱います。また、どうしてもできない理由で講義をお休みしたい場合は、「欠席届（お休みをする理由を書く書類）」を提出してください。お休みした場合は、別の日に必ず補講を受けてください。面接授業を3分の2以上出席（講義に行くこと）ができなかった人、医療的ケアの実技演習の決められた回数をできなかった人は、研修に合格することができません。
- 4 本研修の総合的な修得度の評価は、介護過程Ⅲにおいて行うこととし、到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。
この研修の全体的に勉強できたかどうかの評価は、介護過程Ⅲにおいて判断します。合格するための目標をクリアしていない場合は、もう一度課題に挑戦してもらいクリアできたかどうか確認します。
- 5 本施設を修了した者には、修了証明書を交付する。
あいの風実務者研修を修了する（最後まで勉強して、試験に合格する）ために必要な勉強が全部終わった人は、「修了証明書」がもらえます。
- 6 修了証明書（実務者研修試験センター提出用修了証明書、見込証明書含む）の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。ただし、再発行手数料として、3,000円（レターパックライト郵送代込み）を申し受けるものとする。改姓など受講者都合による修了証の再発行についても、同様の扱いとする。
修了証明書や介護福祉士の試験を受けるために提出する修了証明書、見込証明書などをなくしてしまったり汚してしまったりした場合は、あいの風に言ってもらえれば、再発行（もう一度印刷して新しいものをお渡し）することができます。ただし、再発行するためには手数料として3,000円支払ってもらい必要があります。再発行した修了証明書はレターパックという郵便で送るので、その分のお金も3,000円の中に含まれています。名字が変わったなどご自分の都合で修了証を新しく発行してほしい時も同じようにお金がかかります。

(受講料)

第16条 本施設の受講料は、第7条及び第12条に規定する受講者のこれまでの介護に関する研修の受講状況に応じて次の通りとする。

あの風実務者研修の受講料（研修を受けるために必要なお金）は、介護に関する資格を持っているか持っていないかで変わります。

- 一 既研修未受講者 100,000円（税込、テキスト代含む。以下同じ。）
無資格の人（何も資格を持っていない人）（テキスト代も含まれた値段です。以下同じ。）
- 二 訪問介護員2級課程 80,000円
ホームヘルパー2級の資格を持っている人
- 三 介護職員初任者研修 80,000円
初任者研修の資格を持っている人
- 四 訪問介護員1級課程 50,000円
ホームヘルパー1級の資格を持っている人
- 五 介護職員基礎研修課程 30,000円
介護職員基礎研修の資格を持っている人

2 在留外国人である受講者においては、読み方（ルビ）付きの教材の使用、英語教師による補助、翻訳ツールの使用のため、次の通りとする。

外国人受講生の人で、ふりがな付きの教材や英語教師のサポート、翻訳機を使っているいろいろなサポートを受けながら勉強をしたい人は、次の値段になります。

- 一 既研修未受講者 130,000円（税込、テキスト代含む。以下同じ。）
無資格の人（何も資格を持っていない人）（テキスト代も含まれた値段です。以下同じ。）
- 二 訪問介護員2級課程 110,000円
ホームヘルパー2級の資格を持っている人
- 三 介護職員初任者研修 110,000円
初任者研修の資格を持っている人
- 四 訪問介護員1級課程 80,000円
ホームヘルパー1級の資格を持っている人
- 五 介護職員基礎研修課程 60,000円
介護職員基礎研修の資格を持っている人

ただし、第6条における通信課程の履修方法については、eラーニングのシステムによる授業は読み方（ルビ）付きの対応ができないため印刷教材による授業のみ選択できる。

ただし、第6条に書いてある通信課程（家で自分で勉強する）方法については、パソコンやスマートフォンで勉強できるeラーニングによる授業だとテスト問題にふりがながついていないので、紙で勉強する印刷教材で授業を受けてもらいます。

- 3 納入された受講料は、それぞれの学級ごとに定められた受講申し込み締切日までのキャンセルに限り、受講料を返還するものとする。ただし、返金に係る振込手数料等は受講者負担とする。締切日を過ぎてからの受講キャンセルについては、原則、受講料の返還はしない。支払いがすでに終わった受講料（研修を受けるために必要なお金）は、それぞれのクラスごとに決められている受講申込みの締切日までにキャンセルした時だけは受講料を返金（支払ってもらったお金を返す）します。ただし、返金するときに必要な振込手数料などを引いた金額を返金します。受講申込みの締切日を過ぎてからキャンセルしたときは、支払ってもらった受講料を返すことはできません。
- 4 「あいの風 介護福祉士実務者養成施設（通信課程）」オリジナル割引を行うこともある。「あいの風 介護福祉士実務者養成施設（通信課程）」独自の割引をすることもあります。

(補講)

- 第17条 面接授業を欠席した場合は、有料にて補講を受講するか、次回の研修で当該授業を受講することにより修了する。面接授業（研修会場に集まってみんなで勉強すること）をお休みした場合は、有料（支払ってもらった受講料とは別でお金を支払ってもらう）でお休みした分の授業を受けるか、別の会場で行われる同じ授業を受けることで、合格したとします。
- 2 有料にて補講を受講する場合は、1講義（1時間）2,000円とする。有料（支払ってもらった受講料とは別でお金を支払ってもらう）でお休みした分の授業を受ける場合は、1時間につき2,000円支払ってもらいます。

(教職員の組織)

- 第18条 本施設に、施設長、教務主任、専任教員、介護過程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員及びその他必要な教職員、事務職員をおく。あいの風には、あいの風の施設の管理者、教務主任、専任教員、介護過程Ⅲ担当教員（介護の先生：介護福祉士）、医療的ケア担当教員（看護の先生：看護師）、その他にも研修のために必要な職員、事務を担当する職員がいます。

(賞罰)

- 第19条 受講者が次の各号に該当した場合は、懲戒、停学又は退学処分をすることができる。受講者が学則に違反するような行動やルールを守ることができないとき、受講者として良くないことをした場合は、あいの風が受講者を注意したり、研修を中止したり、受講者に「研修をやめてください」と言うかもしれません。
- 一 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
勉強をしようという気持ちがなく、研修に合格することができないだろうと思われる人。

- 二 研修の秩序を乱し、受講生として本分に反した者
研修のルールを守らなかったり、他の受講生に迷惑をかけたたりする人、また、学生としてしなければならないことをしない人。

(情報開示)

第20条 以下の情報開示に関する事項についてはホームページ(www.ainokaze.ne.jp)にて開示。

以下の情報についてはあいの風のホームページに書いてあります。

- 1 設置者に関する情報
 - 一 設置者の法人種別、名称並びに主たる事務所の所在地及び連絡先
 - 二 法人の代表者氏名
 - 三 実務者養成施設等以外の実施事業
 - 四 財務諸表
- 2 実務者養成施設等に関する情報
 - 一 実務者養成施設等の名称、住所及び連絡先
 - 二 実務者養成施設等の代表者の氏名
 - 三 実務者養成施設等の開設年月日
 - 四 学則等
 - 五 実務者養成施設等の研修施設、図書室(蔵書数を含む。)等の設備の概要
- 3 養成課程に関する情報
 - 一 養成課程のスケジュール(期間、日程、時間数)
 - 二 定員
 - 三 入所までの流れ(募集、申込、資料請求先)
 - 四 費用
 - 五 科目ごとのシラバス
 - 六 教員数、科目ごとの担当教員名(教員の氏名、略歴、保有資格)
 - 七 使用する教材
 - 八 通信課程における面接授業の実施地域
- 4 実績に関する情報
 - 一 卒業者の延べ人数
- 5 その他の情報
 - 一 その他、入所者又は入所希望者の選択に資する情報

さいしやうさいこうにんずう
(最小催行人数)

だい じやう こうざ さいしやうさいこうにんずう めい い か ばあい げんそくちゆうし ばあいの
第21条 この講座の最少催行人数は10名とし、それ以下の場合原則中止とする。この場合の
じゆこうりやう ぜんがくへんかん ただ さいしやうさいこうにんずう み ばあい めんせつじゆぎやう べつ
受講料は、全額返還する。但し、最少催行人数に満たない場合でも、面接授業が別コース
ごうどうじっしかのう ほんだん ばあい かいこう
との合同実施可能と判断した場合は開講することがある。

けんしゆう にんずう にん すく ばあい けんしゆうじたい や ばあい
この研修の1クラスあたりの人数が10人より少ない場合は研修自体を辞める場合があります。
けんしゆう や ばあい しほら じゆこうりやう ぜんぶ かせ
す。もし、研修を辞める場合、支払ってもらった受講料は全部お返しします。ただし、10人
すく ばあい めんせつじゆぎやう けんしゆうかいじやう あつ べんきやう
より少ない場合でも、面接授業(研修会場に集まってみんなで勉強をする)が別のクラス
ひと いっしょ あ ばあい けんしゆう
の人たちと一緒にみんな合わせてできる場合は、研修をすることもあります。

た じこう
(その他の事項)

だい じやう がくそく さだ じこう ひつやう みと しせつちやう べつ さだ
第22条 この学則に定めがない事項で必要があると認められるときは、施設長が別にそれを定
める。

がくそく か ないやう ひつやう みと しせつちやう べつ がくそく
この学則に書いていない内容で、必要があると認められるときは、施設長が別にその学則を
き
決めることができます。

ふそく
(附則)

がくそく れいわがねん がついつたち しこう
この学則は、令和元年6月1日から施行する。

がくそく れいわがねん がついつたち こうか
この学則は、令和元年6月1日から効果があります。

かい	せい	れいわ ねん がついつたち
改	正	令和3年10月1日
かい	せい	れいわ ねん がついつたち
改	正	令和4年 9月1日
かい	せい	れいわ ねん がついつたち
改	正	令和6年 4月1日